

中世後期における「氏神」信仰と参詣

——京都に生きた公家の信仰を中心に——

川 嶋 美 貴 子

はじめに

日本における誕生日の歴史の画期は中世にあった。誕生日を祝う風習は古代には大陸から伝わっていたものの、広く定着せず、鎌倉時代以降、禅宗を通じて受け入れられるようになった。室町時代には、足利将軍が誕生日に仏事を営むことを恒例として、将軍のみならず、武家や公家の間で行われる行事となり、江戸時代には庶民の間でも誕生日を祝っていた⁽¹⁾。

誕生日に行う主な催事は仏事であったが、時には寺社への参詣も行った。寺社への参詣は、息災延命を祈願する一つの手段として行われていたとみなすことができ、参詣対象は主に産土神であったと考えられる。

中世後期には、様々な寺社への参詣が古記録に散見されるものの、個別の事例について詳細な祈願内容や参詣方法は逐一記録されておらず、行動様式の種類、信仰の実態把握は一筋縄ではない。以前、誕生日と寺社参詣について取り上げた際⁽²⁾には、誕生日という視角から参詣の一端を示したが、その行動の背景にある信仰の面にはあまり立

ち入ることができなかった。

近年、本多健一氏が『中近世京都の祭祀と空間構造―御霊祭・今宮祭・六斎念仏―』⁽³⁾において、御霊祭・今宮祭の歴史を文献史料に基づいて通史的に跡づけられたが、その成果の中で、御霊社・今宮社を氏神とする中世後期の信仰の実態についても言及されたことは、誕生日の歴史ないし寺社参詣の歴史を考える上でも、重要な指摘である。当該期において氏神と産土神は同一視されたとみなされるのだが、この点については後述することとして、ともかく、生まれた場所とそれに関わる神を意識した信仰が存在したのは明らかである。

そこで本稿では、寺社参詣史を深める意味でも、中世後期における誕生日をはじめとした氏神への信仰の様相を明らかにし、併せて誕生した場所との関係を検討することによって、当該期の信仰の一側面を提示したい。

一、「氏神」の語意

中世後期にはどのような氏神への信仰があったのだろうか。本多氏は、祭祀と空間構造の詳細な検討をされる中で、公家の氏神への信仰について次のように述べられている。

まず、御霊社については、御霊祭の式日や誕生日に上下両社への心経の書写、奉納や参詣を行うことを常としたとされ、山科言繼⁽⁴⁾・言経⁽⁵⁾がその例とされる。また、甘露寺親長も「今日御霊祭也、参詣上下社」⁽⁵⁾とみえるように、御霊祭に際して上御霊社・下御霊社へ参詣をした。応仁の乱によって御霊祭が中断された時には、御霊社を氏神とする公家などは、祭祀式日に個々人で御霊神を祀るようになったとし、「今日御リヤウ祭ノ間、上下ノ御リ⁽⁶⁾ヤウヘ心経三十三卷、同礼拝了」⁽⁷⁾、「京都上御霊社神事也、予氏神⁽⁸⁾也、祈念」⁽⁹⁾と、山科言国、尋尊の例を挙げられている。

以上のように、御霊社を氏神とする公家として、甘露寺親長、山科言国・言継・言経、尋尊を挙げられている。

今宮社についても御霊社の例と同様に、祭礼式日や誕生日に氏神を祀ったとされ、「早且参詣今宮旅所、余生神也」⁽⁹⁰⁾とあるように、中院通秀が自身の「生神」としていたことを指摘される。

これらの事例から、「おそらく当時の公家邸宅が集中する上京の大半が御霊社の氏子区域であり、一部が今宮社の氏子区域であったことの反映とみてさしつかえなからう。(中略)遅くとも一四世紀末ないし一五世紀初頭の室町期には、上京でも今宮社や御霊社の氏子意識が確立しており、それぞれの氏子区域も、近世のそれとほぼ同じ領域で定まっていたと思われる」とされ、概ね首肯すべき見解であると思われる。しかしながら、本多氏の研究は祭礼の把握に主眼が置かれているため、祭礼式日や誕生日の参詣ならびに誕生地と氏子区域の関係については、いまだ少し追究の余地がある。

また、「氏神」の語意についても、同時代史料から今一度検討を加えておきたい。

管見にふれた限りでは、『親長卿記』に「今日予落髮、招請二尊院之大徳(中略)、拜仏并戒師等(戒師云、氏神天子等可拜、暇乞之心也云々、予云、今曉氏社(春日)、氏神(五霊)、天子、父母等拜了、然者重以不可及拜云々)、事了有時」⁽⁹¹⁾という記事があり、氏社と氏神を区別する意識がみられるが、この場合の「氏社」とは、「同族集団としての氏が奉斎する神」⁽⁹²⁾のことであり、藤原氏が古来奉斎してきた社が春日社である。それに対して、「氏神」は「五霊」、すなわち御霊社の神であり、「氏社」とは性質を異にしたものであった。先にみた尋尊の「氏神」も「上御霊社」であった。

『宣胤卿記』には、「宣秀卿於当所誕生、八幡宮為産神、久不参詣、且又去年所劳時立願之間、所参詣也」⁽⁹³⁾とあり、西林院で誕生したので勧修寺八幡宮は中御門宣秀の「産神」であるという。『言国卿記』には、「朝飯汁中酒兵衛尉方

ヨリ地下祭ノ内マツリトテ沙汰畢、此方ニモ内祭酒在之、阿コ・茶コ等氏神之間也⁽¹⁴⁾とあり、「氏神」をみせけちして「ウフスナ」に改め、両者は類似するも、厳密には区別される言葉であつたようだ。

近世には、「予誕生日、殊年日甲申間、別而心祝儀添気味、早天以十兵衛令産神御霊社捧神楽、從朝負以彦左衛門同道、請供米祓、送小鮒五十如例⁽¹⁵⁾とみえるように、誕生日になると公家が御霊社へ参詣した記事が散見される。時代の接続関係から推察すると、中世後期における「氏神」と近世における「産神」は同じような意味を持つていて考えられよう。そしてこれらの神は、生まれた土地の神と説明される産土神として研究史上、理解されている⁽¹⁶⁾。

「氏神」、「生神」、「氏社」、「産神」、「ウフスナ」といった呼称が出てきたが、『時代別国語大辞典』室町時代編⁽¹⁷⁾を参照しておくと、「うぶすな〔産土〕」は、「その人の生れた土地。生地。また、そこを守る神。産土神」とあり、「うぶのかみ〔産神〕」は、「人の子の出産を司る神。むすぶの神。〔うぶかみ〕とあり、いずれも人の誕生に関わるが、ひとまず土地の神と出産の神という違いが確認できる。また、文明十八年（一四八六）成立の『兼邦百首歌抄』⁽¹⁸⁾には、「氏神氏子」に関する興味深い記事がある。

物而祇園の杜司共。二条の南のかわより五条の北のかわまで。これに生る、者を氏子といひ。二条の北のかわより大原口まで。五りやうの氏子といひ。一条ほり川より西のかたを。今宮の氏子といひ。五条の南のかわより九条まで。この内に生る、ものをいなりの氏子と号する事。更に無本説事也。所の神とこそいふべけれ。（中略）けりやう大人の四町まちの御所のうちにも。ちんじゆとておはします也。その内にて生たらん人は。この所の神とこそあがむべき事也。氏神氏子とはさら、無本説事也。物もしらぬ青女などの申あへるを。上さまのいきこしめして。それを本説とおぼしめすこと。あさましき御事也。然ば山城国。殊更おたぎの郡に生人は賀茂大明神

の御氏子也。せめて年に一度参詣をも申。日に一度北にむかひて祈念をもいたすべきことにや。

ここでは、生まれた地域ごとに「氏神氏子」があるというけれども、それは「所の神」というべきものであるという。特定の地域で生まれたことを条件に崇める神は「所の神」として崇めるべきものであり、「氏神氏子」というのは根拠のないことであるとして、「氏神氏子」と「所の神」を区別する態度がみられる。加えて、当時、特定の地域に生まれた人が崇める神を「氏神」と呼び、「氏神」が従来とは異なつた、生まれた土地に関わる神として広く認識されていたという状況が推測される。この「氏神」は、甘露寺親長や尋尊のいう「氏神」と同意であると考えられ、『時代別国語辞典』の「産土」に通じる意味を持ち、「同族集団としての氏が奉斎する神」ではないのである。

誕生地とそれに関わる神への信仰については、本多氏が足利將軍の例を挙げられているので参考にすると、足利義政は、一条町の西に所在した赤松伊予守義雅邸で出生し、この場所は近世の上御霊社氏子区域内であるので、氏神は御霊社であったという。同様に、足利義尚は、一条堀川西頼に所在した細川刑部少輔常有邸で出生し、この場所は近世今宮社の氏子区域内に含まれるので、氏神は今宮社であった。このような関係があつて、室町將軍は両社の祭祀を見物し、室町幕府から時宜を得た援助が両社になされたと理解されている⁹⁹。また一方で、これは上京への支配政策の一環として捉えられ、室町將軍は自ら氏子の意識を持ちながら臨んでいたと解される。

二、「氏神」信仰と参詣

「氏神」が生まれた土地に関わる神として理解されていたことを踏まえた上で、生まれた土地に関わる神をまとめ

て「氏神」と呼ぶことにしておくが、この「氏神」への信仰は参詣という行為において、どのような形であらわれたのか。当該期の古記録を頼りに分類し、まとめてみたい。

各人の「氏神」を特定するにあたって、既出の史料を振り返ってみると、祭礼式日に参詣をするか、個人的に祀る神が「氏神」とされている傾向にあった。近世には、少なくとも誕生日に参詣をする対象が「氏神」とされている。故に、これらの点を手掛かりに分析を進める。

(一) 甘露寺親長周辺

まず、先行研究で取り上げられている甘露寺親長周辺について、『親長卿記』を頼りに改めて整理してみたい。

親長が「氏神」とする御霊社への参詣記事は散見され、正月の参詣と御霊祭の参詣が主だったもので、それ以外には、明応二年（一四九三）十月一日と明応七年（一四九八）二月二十五日の御霊・北野への参詣があげられる。正月の参詣としては、文明五年（一四七三）正月十六日、文明六年正月十六日、文明十三年正月十八日、長享三年（一四八九）正月十六日、明応五年（一四九六）正月十六日条があげられる。御霊社とともに誓願寺や高橋神明、北野社へ参詣をすることもあった。御霊祭の参詣としては、文明十八年八月十八日、長享元年八月十八日、長享三年七月十八日条があげられる。安禅寺殿の御霊内祭に参することもあり、明応七年八月十八日の御霊祭再興に関しては、当時の状況を詳述しており、関心の度合いがかわれる。明応二年十月一日の参詣の意図はさまざま明らかにはしたが、明応七年二月二十五日は、談義に結縁するためであったことが記されており、二十五日は北野社祭神の縁日である。この二件は、恒例の行事として行う「氏神」への参詣ではなかった。

文明五年（一四七三）正月十六日の御霊社参詣は、親長と覚勝院、息子の元長、孫の茶々丸と同道しての参詣であ

った。その後、同月二十一日に茶々丸が得度しており、茶々丸は覚勝院の付弟であったことが判明するので、正月十六日の一行の御霊社参詣は「暇乞」の意味をもっていただけではないかと推測できる。そうであるとすれば、茶々丸の「氏神」もまた、祖父の親長と同じ御霊社であったといえよう。

親長の誕生日には江州蓮花寺祈願所から巻数が送られることがあった²⁰⁾が、誕生日を理由に「氏神」である御霊社へ親長が参詣をした形跡はない。

以上のように、親長周辺の「氏神」と参詣については、正月ならびに祭礼式日の参詣と「暇乞」の参詣が確認できたが、誕生日に参詣するということは確認できなかった。

(二) 山科言国周辺

同様に、既に言及されている山科言国周辺についても、『言国卿記』に拠って整理しておく。

言国の氏神は、御霊祭祀日に祭神を祀っていることから御霊社とされていたが、管見の限り『言国卿記』の中で、御霊社が言国の「氏神」であるといった表記は見当たらなかった。しかしながら、言国が御霊祭に関係して礼拝を行い、誕生日に御霊社へ代官参詣を行わせた記事は散見されるので、「氏神」とみておく。

文明十年（一四七八）七月十八日条の「今日御リヤウ祭ノ間、上下ノ御リヤウへ心経三十三卷同礼拝了」が、明確に御霊祭に際して礼拝を行ったことが確認できる記事であるが、同じような例は、これより先の文明七・八年七月十八日条に既にみえており、文明十年以降も明応二（一四九三）・四年七月十八日条にみえる。明応三年七月十八日、文亀元年（一五〇一）八月十八日、文亀二年七月十八日・八月十八日には、山科家で御霊内祭²¹⁾が行われており、文亀元・二年八月十八日は、堀の土居から還幸を拜んだ。言国は、御霊祭の日に心経書写、三十三度礼拝、内祭は行っ

ても、その日に御霊社や御旅所へ参詣を行うことはあまりなかった²³⁾。一方で彼の家族は、しばしば祭礼式日に御霊社や御旅所へ参詣を行った。

なお、言国は祇園会に際して二度、御旅所に参詣しており²⁴⁾、今宮祭については参詣をしていない。息子の言綱は御霊祭に際して上下の御霊社やその御旅所へ参詣をしていた²⁵⁾が、祇園会に際して言国と共に二度、今宮祭に二度参詣をした²⁶⁾ことが確認できる。室町時代には氏子区域がある程度定まっていたものとみられるが、厳格に氏神と氏子の関係が定められ、氏神の祭祀には氏子が参詣をすると決められていた訳ではなかったのかもしれない。

文明七年四月二十三日、心経一卷を祈祷のために書写したのが、言国が「タンシヤウ日」を明確に意識し、記録した早い例である。それから遡って文明六年正月二十三日には、坊大師と同鎮守へ心経を一巻ずつ書き、大師へ三十三度礼拝したことがみえ、同年四・五・十一月の誕生日には心経を一巻ないし二巻書写した。これら文明六年の誕生日は、言国が坂本に居た時の出来事であつたと思われる。

現存する『言国卿記』のはじめの方は、言国が何度も坂本・山科・京を往還している様が記されている。文明十三年十二月八日に上洛してからは、基本的に京に居住したようである。

文明七年五月二十三日の誕生日には、言国は坂本にいたが、御霊社と北野社に代官を参詣させており²⁷⁾、「タンシヤウ日」と記して、心経一卷を書いた。同年八月二十三日には坂本にあり、元三に代官を参詣させて、この日も「タンシヤウ日」と記した。次に誕生日の催事が確認できる文明八年二月二十三日には山科にあり、「シヤウタンシヤウ日」²⁸⁾と記して、元三に代官を参詣させた。その後、文明十年五月二十三日には山科にいて、代官を岩屋と同新宮に参詣させた。

このように、言国が坂本・山科・京を往還している時期には、大師（「元三」、「シエ大師」²⁹⁾）や岩屋・同新宮、御

靈・北野社に対して誕生日の祈禱が行われた。文明十三年三月二十三日に「如毎月御リヤウへ三十三度礼拝心経同之」とみえ、それ以降、言国が京に落ち着くようになると、誕生日や正誕生日には、御霊社に対して三十三度礼拝と心経礼拝を行うことが恒例になったようで⁽⁸⁾、大師や岩屋は誕生日の祈禱に関してあらわれなくなる。

それから明応三年十月までの誕生日は、礼拝が恒例となった⁽⁹⁾が、明応三年十一月以降は、礼拝をしつつ、再び代官を参詣させるようになる。明応三年十一月二十三日は、「産生日」のため、吉田社と上下の御霊社に代官を参詣させ、毎月の如く三十三度礼拝、心経同前といった様子であった。吉田社、上下の御霊社を基本として、時に北野社や祇園社へも代官を参詣させ、言国の誕生日における参詣は、鞍馬寺へ行く前に参つたものを除いて⁽¹⁰⁾、代官参詣のみであった。

その他、『言国卿記』にみえる御霊社への参詣記事は、正月に言国の家族が参詣をしているものが散見される。明応十年正月十一日には、言綱が祇園社と上御霊社へ参詣し、「予餅カ、ミ参也」とあつて鏡餅が両社に供えられたと思しき興味深い記事がある。正月以外にも言国の家族は御霊社へ参詣をしたが、その数は多くない。

以上をまとめると、言国は御霊祭ならびに自身の誕生日に際して、御霊社祭神に礼拝を行ったが、その日に自身で御霊社へ参詣を行うことはほとんど無く、誕生日には代官参詣をさせた。誕生日に代官を参詣させる対象が「氏神」であるとするならば、言国の「氏神」は元三大師、岩屋明神と新宮、御霊社、吉田社となるが、言国の場合、在所によつて誕生日に代官参詣をさせる所が変化していることが注目される。

(二) 三条西実隆周辺

続けて、甘露寺親長や山科言国と同時代に生き、まとまった記録を残し、かつ祭礼や誕生日に関する行動が確認で

きる三条西実隆周辺の事例をみてる。

『実隆公記』によれば、今宮社の祭祀式日に際して、記主の三条西実隆もしくはその代官が参詣しており³²、御霊社の祭祀式日には、三条西実隆室（勸修寺教秀女）や息子の公順、公条、孫の実枝が参詣をしている³³。三条西家の人物が誕生日に行った参詣の様子をみると、実隆は今宮社へ、実隆室、公条、桂陽、実枝は御霊社へ、主に代官参詣をさせている。誕生日の参詣先は祭祀時の参詣先と共通しており、実隆の「氏神」は今宮社、実隆室や公条、実枝の「氏神」は御霊社であったと考えられる。

『実隆公記』にみえる「氏神」への参詣はこれだけに止まらない。実隆の三男である桂陽は、落髪する前に御霊社へ参詣しており³⁴、これは甘露寺親長が落髪する際、「暇乞」のために「氏神」を拝したのと同様の事例とみなせうである。また、実枝が誕生した時には、実枝の生後三十日目に御霊社へ代官を参詣させて太刀を献じており³⁵、生後五十日目には、実枝が実隆の息女と同輿にて御霊社へ初度の参詣を行った³⁶。これは、生まれた我が子連れて初めて産土神に参る³⁷宮参りと考えられる。また、正月にしばしば参詣を行ったことが確認できる。その他、必要に応じて折願を行うために参詣をしたようだが、病に際して参詣をしたこと³⁸の外、詳しい事情はすぐにはわからない。

（四）鷺尾隆康周辺

さらに、既述の三者とほぼ同時代に生き、「氏神」への信仰と思しき行動が確認できる鷺尾隆康について検討する。『二水記』によれば、記主の鷺尾隆康が恒常的に祭祀へ参詣をした神社として御霊社が挙げられる。但し、隆康の場合は、御霊祭やその神輿を「見物」したとの表記が多く、「参詣」に比して祭祀に対する距離が感じられる³⁹。そうはいっても、御霊祭を拝見した時には「如例」と記し、例年通り祭が行われたことを見届ける姿勢のようである。

隆康の正誕生日は不明であるが、彼が御霊社へ参詣をした日は二十八日が多く、隆康の誕生日は二十八日だった可能性があるが、推測の域を出ない。彼の娘の正誕生日については記事があるが、「氏神」へ参詣や礼拝をした様子は見受けられない⁽⁴⁰⁾。

隆康の息子である隆恵は、享祿三年（一五三〇）三月二十八日に得度したが、その「御暇乞」のため、隆康が御霊社へ代官参詣をした⁽⁴¹⁾。病の折にも御霊社へ参詣をし⁽⁴²⁾、隆康の娘が疱瘡にかかった後初めて参詣をした時には、「芳草之後」七十五日目には必ず詣でるものであるとの言説を書きとめており⁽⁴³⁾、病に関わる信仰対象であったことがうかがわれる。

以上、限られた事例ではあるが、「氏神」とする神社への信仰を参詣の側面からまとめると、次の通りになる。

- ① 祭礼式日の参詣
- ② 誕生日の参詣
- ③ 暇乞のための参詣
- ④ 宮参りとしての参詣
- ⑤ 病氣平癒に関わる参詣
- ⑥ その他、折願の参詣（年始詣が行われた可能性）

本稿で検討した事例だけでも、①から⑥が全ての人に共通した行動ではなく、また、参詣はせずに礼拝のみであったり、代官参詣であったりと様々であったが、「氏神」とみなされる神社に対する参詣を通じて見いだされる信仰のあり方には、一定の傾向があったことを指摘しておく。

三、氏子区域と生まれた場所の検討

公家の「氏神」となっていたのは主に御霊社と今宮社であった。これをふまえて本章では、御霊社と今宮社の氏子区域と、それを信仰する公家の居所ならびに誕生地について検討する。

『兼邦百首歌抄』に「二条の北のかわより大原口まで。五りやうの氏子といひ。一条はり川より西のかたを。今宮の氏子といひ」と、氏子区域を示す記述があつた。御霊社の氏子区域は二条通の北から大原口⁴⁴⁾までの間で、東西の範囲は示されていないが、続く今宮社の氏子区域について一条堀川より西としており、堀川以東の地域が御霊社の氏子区域であつた可能性が高い。

近世の史料である『京都御役所向大概覚書』⁴⁵⁾には、より詳しく氏子区域について述べられている。

一、上御霊 氏子 東ハ 賀茂川限

西ハ 東堀川限 但へ一条ハ北ハ小川通東側限へ

北ハ 野限

南ハ 出水通北側限

七月十八日御出之節（中略）、八月十八日祭礼之節（中略）、

一、下御霊 氏子 東ハ 賀茂川限

西ハ 東堀川限

北ハ 出水通南側限

南ハ 二条通北側限

外二二条川東⁴⁶⁾新地 東ハ 野道

西ハ 賀茂川堤半町東

南ハ 孫橋通限

北八 二条通筋限

七月十八日御出之節（中略）、八月十八日祭礼之節（中略）、

一、今宮社 氏子 東八 西堀川限 但（二条が北八小川通之西側限）

西八 七本松通限

南八 二条御城番北之方御役屋敷迄

北八 千束村上限

三月十日徘徊花祭

五月七日御出之節（中略）、同月十五日祭礼之節

上御霊社、下御霊社、今宮社それぞれについて氏子区域の四至を示しており、『兼邦百首歌抄』のいう御霊社の氏子区域は、『京都御役所向大概覚書』の上下御霊社の氏子区域を合わせた範囲内におよそ収まりそうであり、今宮社についても同様である。なお、岡田荘司氏は『兼邦百首歌抄』の氏子区域について、「鎌倉初期さらに平安後期まで遡ることは可能であろう」⁽⁴⁷⁾との見解を示されている。

この氏子区域を参考に、中世後期における「氏神」信仰を検討するが、まずは御霊社が「氏神」であったとみなされる甘露寺親長、山科言国・言継・言経、尋尊について、氏子区域と誕生地の関係を可能な限り探ってみたい。

甘露寺親長の誕生地についてはすぐさま判明しなかったが、『親長卿記』によって確認できる甘露寺家の居所をおさえておく。甘露寺邸は、高橋康夫氏⁽⁴⁸⁾によれば「正親町烏丸西北類」にあった。この邸宅は、文明八年（一四七

六）十一月十三日の「裏辻小家（土倉）」⁽⁴⁹⁾の火災により焼失してしまい、三日後には小屋を借用して居住しており、

文明九年二月二十九日になって、同じ場所に新造小屋を設けて戻った。その後、親長は長享元年（二四八七）、子の元長にこの邸宅を譲り、「正親町西洞院東頼」の新造邸に移った。正親町烏丸西北頼の邸は、天文頃までこの地に存在したと考えられている。

甘露寺親長の孫である伊長は、文明十六年（二四八四）二月二十七日に誕生しており、正親町烏丸西北頼の邸で生まれたと思われる。その日の『親長卿記』には、「孫子（男子、卯一点）誕生、自愛々々、依産穢当番不参」とあり、翌月七日条には「産所棟各別、雖然門一也、仍七ヶ日後隔一宿可参之由、伯二位申之」とみえ、甘露寺邸内の棟を隔てた場所で誕生したものの、門一のため産の穢が発生したとあるので、やはりこの邸で誕生したとみて差し支えなからう。

正親町烏丸西北頼は、近世の上御霊社氏子区域に含まれる。御霊社を「氏神」としていた親長であったが、孫の誕生時に、御霊社に関する記事を残していない。親長の子で伊長の親にあたる元長についても同様である。元長については、日記の『元長卿記』が伝存しているが、御霊社への参詣記事は見当たらず、なおかつ、残念ながら七月と八月のまとまった記事が残っていないため、御霊祭への関与が不明で、その信仰のあり方はよくわからない。ここでは、いずれの甘露寺邸の場所も、近世の上御霊社氏子区域に含まれていたことを確認しておくにとどめる。

次に、山科言国以下の山科家⁵⁰の人々の誕生地について検討する。『言国卿記』によれば、御霊殿⁵¹周辺に邸宅があったが、文明十年（一四七八）十二月二十五日の御霊殿の失火によって焼失した。その前日の二十四日に「西御門ノソハ」に転居しており、これは「近衛室町西頼」⁵²であったとされる。言国の子である言綱は文明十八年（一四八六）に誕生しており、恐らく山科邸がこの場所にある時に生まれたと思われる、それは近世の上御霊社氏子区域に含まれるが、この年の『言国卿記』が残っていないため、誕生時の様子は不明である。その後、明応四年（一四九五）十一月

十一日に高倉家に仮住まいしており、同年十一月二十九日には「下ノ亭」へ移った。

その後、山科邸は遅くとも永正五年（一五〇八）四月二十七日には、一条通と正親町通の間、烏丸東頼にあり、天正十三年（一五八五）六月十九日に売却するまでここにあった⁵³。山科言継は永正四年（一五〇七）四月二十六日、言経は天文十二年（一五四三）七月二日に誕生したので、この邸で生まれた可能性があるが、いずれの誕生年についても山科家の記録が残っていないので、詳細は不明である。ただし、言継が生まれた日の『実隆公記』をみると、「中将今日為言綱番代祇候」とあり、甘露寺親長の例に鑑みると、言綱は言継の産の穢によって禁裏小番に参仕できなかったため、三条西公条に当番を交代してもらったとみることができない⁵⁴。言継と言経が一条通と正親町通の間、烏丸東頼の邸で誕生したとすると、この場所も近世の上御霊社の氏子区域に含まれ、言継と言経が御霊社を「氏神」としていたことと合致する。

尋尊は一条兼良の五男として永享二年（一四三〇）に誕生し、永享十年に大乘院に入室した。一条家の邸宅としては、一条実経が父の道家から処分され、代々伝領した一条室町第があった⁵⁵。一条室町の場所は、近世の上御霊社氏子区域に含まれる。なお、この邸は応仁元年（一四六七）、戦乱の兵火にかかって焼失してしまう。焼け出された一条兼良は尋尊を頼って南都に避難し、文明九年（一四七七）十二月に帰京した。大永から天文頃、一条室町北西、日野殿の西に一条殿があったとされる⁵⁶。

続いて三条西家の所在を確認する。三条西実隆は、今出川⁵⁷武者小路の三条西邸で誕生したとされ、この邸は今出川に東面する正親町三条邸の西隣にあり、またそれは滋野井邸の東隣に位置しており、武者小路に南面していた⁵⁸。この場所は、近世の上御霊社の氏子区域に該当する。

その後、三条西邸は応仁の乱中に焼失し、実隆は鞍馬の坊に疎開した。帰洛してから、元の場所に粗末な小屋を建

てて住んだ。しかし、これも文明十年（一二四七八）十二月二十五日に焼失してしまう。しばらく青侍元盛の家に同居し、再び小屋を建てたがこれも文明十一年七月一日に類焼してしまい、元盛家での同居生活が続く。そして、文明十一年九月下旬に屋敷地の北端に小屋を建てて移住し、明応九年（一五〇〇）七月二十八日に焼失するまでこの場所に住んだと思われる。その間の文明十九年（一四八七）五月二十一日に実隆の子である公条が誕生した。この年の『実隆公記』はないが、『親長卿記』をみてみると、文明十九年五月二十六日条に五月御会の記事があり、実隆が参仕している⁶⁰ので、公条の誕生による産の穢が実隆に発生していなかった可能性が高い。つまり、産所は三条西邸の外であつたとみることができ、場所は現時点では不明とせざるをえない。

さらにその後、三条西邸は文亀二年（一五〇二）五月二十六日から元亀二年（一五七二）十二月五日までの間、正親町東洞院北東に所在したことがわかっており、この間、永正八年（一五二二）八月四日に、実隆の孫で公条の子である実枝（実世）が誕生した。この日の『実隆公記』には「当時可然産所無之間、陣家無骨雖有憚、不取敢令⁶¹□□⁶²也」⁶³と書かれており、実枝は三条西邸で誕生したものとされる。加えて、同年八月十三日条には、公条の当番に際して「相公当番参入、別火、別屋之間、引隔注連、産所七ヶ日之後自西門所参也、是雅業王所相談也」とあって、産の穢が意識されている。実枝が誕生した場所である正親町東洞院北東の地は、近世における上御霊社の氏子区域に含まれている。

鷲尾隆康邸は、大永八年（一五二八）八月八日には既に、三条西邸の東隣、正親町東洞院北東、正親町小路に面しており、近世の上御霊社の氏子区域に含まれる場所にあつた。二章で言及した隆康の子、隆恵は永正十四年（一五二七）、隆康の女は大永七年（一五二七）に生まれている。

以上、未詳な点も少なくないが⁶⁴、そのことを確認した上で、「氏神」を信仰する公家の誕生地は、各人の信仰す

る「氏神」の近世における氏子区域と概ね合致していた。明らかに合致していなかったのは三条西実隆で、彼の誕生地は近世の上御霊社氏子区域と目されるが、彼の「氏神」信仰は今宮社にあらわれていた。

おわりに

中世後期の古記録を頼りにみた「氏神」、「生神」、「氏社」、「産神」、「ウフスナ」、「所の神」は、表記は異なれど、いずれもおよそ同族集団としての氏が奉斎する神ではなく、その土地に生まれた人を守る神であった。これらをひとまとめに「氏神」として論を進めてきたが、当該期における公家の「氏神」信仰には、様々な形が存在した。「氏神」とする神社の祭祀に際しては参詣や礼拝を行い、誕生日を迎えると代官を参詣させ、時には誕生日を迎える本人が参詣をし、病気に罹った折には平癒を祈願する対象であった。子が誕生した時には誕生地を意識して宮参りをし、出家をする時には予め暇乞いをして、人生の節目々に「氏神」は関わっていた。

本稿で検討した「氏神」信仰をもつ公家の誕生地と氏子区域の関係は、近世に確認できる範囲におよそ収まっている。ただし、各人の誕生地については不明な点も少なくなく、三条西実隆に至っては近世の氏子区域とは異なるという結果になった。中世後期、特に十五から十六世紀に生きた公家という限られた範囲ではあったが、「氏神」信仰の一端を明らかにするための基礎的作業を行い、問題点を指摘した。さらに事例を探索し、検討することによって「氏神」信仰の広がりが見えてくるであろう。

- (1) 注
 中世の誕生日については、原田正俊「皇帝の誕生日法会から室町將軍の誕生日祈祷へ」（佐藤文子・原田正俊・堀裕編『仏教がつなぐアジア—王権・信仰・美術—』勉誠出版、二〇一四年）、拙稿「中世後期における誕生日と寺社参詣」（『文化史学』第七〇号、二〇一四年）、木下聡「中世における誕生日」（『日本歴史』八〇四号、二〇一五年）。近世の誕生日については、鶴澤由美「近世における誕生日—將軍から庶民までそのあり方と意識—」（『国立歴史民俗博物館研究報告』一四一、二〇〇八年）。
- (2) 前掲(1)（拙稿二〇一四）。
- (3) 本多健一「中近世京都の祭祀と空間構造—御霊祭・今宮祭・六斎念仏—」（吉川弘文館、二〇〇九年）。
- (4) 山科言繼に関しては、『言繼卿記—統群書類従完成会—』による限り、誕生日に御霊社へ参詣をしたことが確認できるのは、天文三年（一五三四）四月二十六日条と永祿十年（一五六七）四月二十六日条のみである。天文三年には「祇園御霊」へ代官を参詣させ、永祿十年には「予誕生日、又当年未参之間御霊へ参詣、次北野社へ参詣了」とあり、誕生日に御霊社へ参詣をするという意識はあつたものの、毎年参詣を行ったかどうかは疑問が残る。
- (5) 『親長卿記』長享元年（二四八七）八月十八日条。『親長卿記』については『史料纂集』（既刊分一〜三）と『史料大成』を参照した。
- (6) 「シ」をみせけちして「リ」とする（『史料纂集』）。
- (7) 『言国卿記』文明十年（一四八七）七月十八日条。『言国卿記』については『史料纂集』を参照した。
- (8) 傍線は筆者による。以下、引用史料中の傍線は同様である。
- (9) 『大乘院寺社雜事記』文明十八年八月十八日条。
- (10) 『十輪院内府記』文明十七年五月九日条。なお、五月九日は今宮社の祭礼式日であった。
- (11) 明応二年（一四九三）八月二十七日条。
- (12) 『平安時代史事典』角川書店、「氏神」の項。
- (13) 『増補史料大成』永正三年（一五〇六）五月二十日条。
- (14) 明応三年四月十一日条。
- (15) 『勸慶日記』（京都大学総合博物館蔵写真帳・前掲(1)鶴沢（二〇〇八）による）宝永元年（一七〇四）十二月十八日条。

- (16) 本多氏は「本来氏族一統が共同で祀っていた氏神と、自分の生まれた土地の神であった産土神とは、中世後期以降に同一視されるようになっており、本書でも同じ意味で用いる」とされている。近世については、鵜澤氏が御霊社を公家の産土神として理解されている。近世には公家は集住させられることもあり、ある程度一様に御霊社を自分の生まれた土地の神として信仰するようになったのではなからうか。
- (17) 『時代別国語大辞典』室町時代編、三省堂。
- (18) 『統群書類従』三輯下。
- (19) 応仁の乱によって御霊祭神輿巡幸と今宮祭は中断され、御霊社には明応八年（一四九九）に土地を寄進して、祭復興の後援を行ったとし、今宮祭についても、応仁の乱直後から幕府は後援姿勢を示し、遅くとも長享三年（一四八九）には復興したとされる。
- (20) 『親長卿記』文明十七年五月十九日条。
- (21) 内祭は、「氏神」信仰と関係があったようで、「今日山王祭云々、猿菊坂本ノウマレノ間、内マツリニ酒在之、目出了」（『言国卿記』文明十年四月十六日条）とみえるように、山科定言が坂本の生まれであることと山王祭の内祭が関係したことが確認できる。
- (22) 文亀元年（一五〇二）八月十日条、文亀二年八月十四日条くらいである。
- (23) 文亀元年六月十日に言綱と連れ立って祇園御旅所の大政所と少将院へ参詣をし、同月十四日には棧敷を準備させて、祇園会の「山共」を見物した。文亀二年六月十日にも、言綱と共に祇園御旅所・少将院へ参詣をした。
- (24) 文亀元年七月十八日・八月十八日条など。
- (25) 明応七年五月九日、文亀元年五月九日条。
- (26) 拙稿（二〇一四）において、『言国卿記』に誕生日とその参詣について記述がなかったかのような文面があるが、それは誤りである。不注意をお詫びしたい。
- (27) 一年に一度、生まれた月日の一致する「正誕生日」と、毎月訪れる生まれた日のみ一致する「誕生日」の二種類の誕生日があった。
- (28) 文明十三年正月二十三日条。「心経一卷奉書写也、シエ大師也」とみえる。
- (29) 明応二年正・二・三・閏四・五・六・七・九・十・十一月の誕生日には、「如毎月三十三度礼拝畢、心経同前」といった文

- 面が決まり文句のようにあらわれ、翌年以降の誕生日についてもほぼ同様である。
- (30) 息子の定言が死去した折には、軽服のため、三十三度礼拝を略して心経は本地の観音に読誦したという(明応三年八月二十三日、同年九月二十三日条)。
- (31) 明応七年四月二十三日条。
- (32) 永正元年(一五〇四)五月九日、永正四年五月九日条の今宮祭礼当日に代官参詣をさせた。享祿五年(一五三二)五月八日の今宮祭前日に実隆が御旅所へ詣でた例もある。
- (33) 永正二年八月五日条、大永四年(一五二四)八月八日条など。
- (34) 永正七年十月二十二日条。
- (35) 永正八年九月五日条。
- (36) 永正八年九月二十五日条。
- (37) 『時代別国語大辞典』室町時代編、三省堂、「みやまゐり」[「宮参」]の項。
- (38) 天文三年(一五三四)二月九日条。ただし、「御□(霊力)社」となっている。
- (39) 永正十五年七月十八日条、大永六年八月十八日条など。「二水記」については『大日本古記録』を参照した。
- (40) 享祿四年四月十六日条。
- (41) 「午前詣御霊社、今日尊玉丸(隆康息隆惠)令得度云々、為御暇乞代官令参詣了、当年十四歳也」(享祿三年三月二十八日条)。
- (42) 享祿元年九月二日条など。
- (43) 「早日小女詣御霊社、今度芳草之後始也、今日七十五日也、其日必詣者也云々、子細下(不力)知也」(享祿四年四月二十日条)。
- (44) 松岡満『京都・観光文化時代MAP』(二〇〇四年十一月十一日、光村推古書院)では、室町時代の大原口の場所を北小路通の東の末、鴨川との接点辺りに示している。
- (45) 「洛中洛外神社祭礼之事」の項。紙幅の都合により、地図を掲載できなかった。本多氏の論考ならびに付図を参照されたい。
- (46) 『原』と傍書あり。
- (47) 岡田荘司『平安時代の国家と祭祀』続群書類従完成会、一九九四年。

(48) 高橋康夫『京都中世都市史研究』思文閣出版、一九八三年。

(49) 『実隆公記』文明八年十一月十三日条。

(50) 山科言国—言綱—言経の四代にわたる誕生地を検討する。なお、言国の四代前の教言は、応永十二年（一四〇六）五月十四日に邸宅が焼けた後、足利義満から与えられた北小路室町邸に移住した（『教言卿記』）。応仁元年（一四六七）七月三日には、「山科少将言国宿所」が焼けたことが判明しており（『後法興院記』）、「三福寺（清和院）」からの類焼と考えると、北小路室町邸（現京都御苑西北辺）とは別な場所かと思われ、言国代以前に山科家の邸宅は移動していたと考えておいた方がよいように思われる」とされる（松蘭斎「応仁・文明の乱と山科家—その家記の保管を中心に—」（大隅和雄編『文化史の構想』吉川弘文館、二〇〇三年））。

(51) 『山城名勝志』によれば、「五辻新町東西」に所在したという。御霊殿は、近衛家代々の影像を祭った所であり、近衛邸に存在したとされる（中世公家日記研究会編『戦国期公家社会の諸様相』和泉書院、一九九二年）。

(52) 『言国卿記』文明十三年表紙の頭注。

(53) 前掲(48)（高橋一九八三）。

(54) ただし、言経の実母は女孀であったので、今谷氏は「当時の公卿の出自を通覧しても「母女孀」というのは珍しく、特異な存在であったことは確かである」とされ、清水氏は「おそらく彼女は言経を生んだ後、身分上の問題から山科家に迎えられることはな」かったとされる（今谷明『戦国時代の貴族—「言経卿記」が描く京都—』講談社学術文庫、二〇〇二年、清水克行「山科言経をめぐる三人の女性—実母・愛人・長女—」（『史観』第一五四冊、二〇〇六年））という素姓を注記しておく。

(55) 『公家事典』吉川弘文館、二〇一〇年、「一条家」の項。

(56) 前掲(48)（高橋一九八三）。

(57) 今出川通は「南北の道である今出川（現在の烏丸通り）」とされる（高橋康夫『海の「京都」—日本琉球都市史研究』京都大学学術出版、二〇一五年）。『京都市の地名』（『日本歴史地名大系』平凡社）によれば、今出川通は中世の北小路にほぼ該当し、中昔京師地図によると、北小路の東洞院大路以東、京極大路までは北側に今出川が流れており、通の名はそれ由来するとされる。武者小路通は、東西にわたる街路なので、「今出川武者小路」といった場合、今出川通は南北の街路をさすと考えておきたい。

- (58) 芳賀幸四郎『三条西実隆』（人物叢書）吉川弘文館、一九六〇年。宮川葉子『三条西実隆と古典学』風間書房、一九九四年。
- (59) 「参仕人々（中略）侍従中納言」とあり、実隆の当時の官職は権中納言、侍従であるし（『公家事典』）、『親長卿記』文明十九年五月七日条に「侍従中納言（実隆）」とみえる。
- (60) 同時代の中御門宣忠は永正十四年（二五一七）五月二日に誕生したが、産所は松木宗藤の所であり（『宣胤卿記』同日条）、当時の公家の産産は自邸とは別に産所を設けるのが通例と認識されていたが、やむを得ず自邸での産産となることがしばしばあったのではないだろうか。検討の余地がある。
- (61) 松井直人氏が「南北朝・室町期京都における武士の居住形態」（『史林』第九八号第四号、二〇一五年）において、中世後期の諸史料から在京武士の在所を抽出する過程で、先行研究にない諸邸宅を新たに多数発見したとされ、松井直人・桃崎有一郎「中世後期京都・京郊における公武寺社の在所一覧表（稿）」（『中世京都と室町政権の首府構想（仮）』文理閣に収録予定）の公表を予定されており、中世後期の公家の居所についても研究が進展する可能性がある。